

名古屋市公報	令和 4年 4月20日	第149号
	発行所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局行政部法制課長	

目	次	ページ
告 示	示	
○ 指定地域密着型サービス事業者等の廃止（健福・介護保険課）	（第223号）	2
○ 指定地域密着型サービス事業者等の指定（健福・介護保険課）	（第224号）	3
○ 特定計量器定期検査の実施（経済・産業企画課）	（第225号）	4
○ 指定代理納付者の指定（経済・労働企画室）	（第226号）	6
○ 有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について		
	（緑土・緑地管理課）（第227号）	7
○ 有料公園施設の使用料の収納事務の委託について		
	（緑土・緑地管理課）（第228号）	9
○ 開発行為に関する工事の完了（住都・開発指導課）	（第229号）	10
○ 指定居宅サービス事業者等の指定（健福・介護保険課）	（第230号）	11
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止（健福・介護保険課）	（第231号）	14
○ 市民農園の賃貸料の徴収事務の委託について		
	（緑土・都市農業課）（第232号）	16
○ 名古屋市蓬左文庫の観覧料の収納事務の委託について		
	（教育・蓬左文庫）（第233号）	17
教 育 委 員 会 告 示		
○ 名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場の有料期間について	（第7号）	18
公 告	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	（経済・地域商業課）	19
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	（経済・地域商業課）	21
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	（経済・地域商業課）	24
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告	（住都・建築指導課）	26
○ 農業委員会総会の開催公告	（農業委員会）	27

名古屋市告示第 223号

指定地域密着型サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 4年 4月11日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月 日	サービスの種類
株式会社H S K A I	よりあい処向 山	名古屋市昭和区 向山町 3丁目30 番地	令和 4年 3月31日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 224号

指定地域密着型サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第42条の 2第 1項及び第54条の 2第 1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 4年 4月11日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ソラスト	グループホーム ソラスト 向山	名古屋市昭和区 向山町 3丁目30 番地	令和 4年 4月 1日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 225 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 4 年 4 月 11 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 定期検査を行う区域
南区

- 2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

- 3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
5 月 11 日（水）	千鳥小学校（西門：体育館）
5 月 17 日（火）	宝南小学校（通用門：特別活動室）
5 月 23 日（月）	新郊中学校（東通用門：特別活動室）
5 月 26 日（木）	道徳小学校（正門：体育館下）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項の規定に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 226 号

指定代理納付者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和 4 年 4 月 13 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定納付受託者の名称
S B ペイメントサービス株式会社
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号
- 3 指定納付受託者に納入させる歳入
名古屋市電子申請サービスによって徴収する経済局労働企画室が主催するセミナー等の参加費
- 4 指定納付受託者に指定した日
令和 4 年 4 月 13 日

名古屋市経済局産業労働部労働企画室

名古屋市告示第 227号

有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務（口座振替により徴収するものを除く。）を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 4年 4月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称及び委託した相手方

有料公園施設の名称	委託した相手方
普選記念壇（鶴舞公園）	名古屋市東区葵三丁目19番 7号 鶴舞公園整備運営事業共同事業体 代表者 芝 山 真 明
奏楽堂（鶴舞公園）	
鶴々亭（鶴舞公園）	
駐車場（鶴舞公園）	
庭園（徳川園）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号 徳川の杜グループ 代表者 二 神 望

2 徴収を委託した使用料

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第12条第 1項に規定する使用料

3 委託期間

令和 4年 4月 1日から令和14年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 228号

有料公園施設の使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり使用料の収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 4年 4月13日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 委託した有料公園施設の使用料
徳川園庭園使用料
- 2 委託した相手方
名古屋市東区徳川町1017番地
公益財団法人 徳川黎明会 徳川美術館
館長 徳川義崇
- 3 委託期間
令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 229号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 4年 4月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

令和 2年11月26日 2指令住開指第 148号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市中川区玉川町 4丁目 2番 2及び港区南十一番町 1丁目 7番

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都墨田区錦糸二丁目 4番 6号

Z I P株式会社

代表取締役 大村寿男

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 230号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 4年 4月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ボン ドワイエム	訪問看護ステ ーションよい かん名古屋東	愛知県名古屋市 東区矢田一丁目 7番43号	令和 4年 3月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社セラ ム	福祉用具のけ あらず	愛知県名古屋市 中村区太閤二丁 目12番15号	令和 4年 3月 1日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売 福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与
F J s t a r 株式会社	訪問看護リハ ビリステーシ ョンはあちゃ ん中川	愛知県名古屋市 中川区伏屋三丁 目1108番地	令和 4年 3月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

株式会社メディカルケア	訪問看護ステーションよつ葉 守山	愛知県名古屋市守山区新守西303番地	令和 4年 3月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
-------------	------------------	--------------------	----------------	------------------

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ケアドゥ	ヘルパーステーション虹の橋24 千種	愛知県名古屋市千種区東山通 3丁目23番地	令和 4年 3月 1日	訪問介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋東矢田	愛知県名古屋市東区矢田四丁目13番17号	令和 4年 3月 1日	通所介護
合同会社GENK I-DO	元気堂 ヘルパーステーション	愛知県名古屋市北区喜惣治一丁目80番地	令和 4年 3月 1日	訪問介護
株式会社M I R A I	訪問介護のミライ	愛知県名古屋市南区寺崎町 6番21号	令和 4年 3月 1日	訪問介護
株式会社ライフサポート	しろくまヘルパーステーション	愛知県名古屋市名東区貴船一丁目 143番地	令和 4年 3月 1日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社こあら	リハプライドこあら	愛知県名古屋市千種区豊年町 3番18号	令和 4年 3月 1日	地域密着型通所介護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
合同会社エヌ ユー	ケアプラン・ ミカタ	愛知県名古屋市 昭和区丸屋町 4 丁目31番地の 1	令和 4年 3月 1日	居宅介護支援
合同会社神楽	花風ケアプラ ンセンター	愛知県名古屋市 守山区村前町 160番地	令和 4年 3月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 231号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 4年 4月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
医療法人恵心 会	いとう整形外科・外科 通 所リハビリテ ーション	名古屋市東区東 大曾根町39番 9 号	令和 4年 1月28日	通所リハビリテー ション 介護予防通所リハ ビリテーション

2 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
クライマース 株式会社	デイサービス しんしん熱田	名古屋市熱田区 一番二丁目 3番 18号	令和 4年 1月 7日	地域密着型通所介 護

3 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理	サービスの種類
--------	--------	---------	------	---------

			年月日	
有限会社古川 介護サービス	ふれあい名古屋 介護支援事業所	名古屋市千種区 吹上一丁目 5番 7号	令和 4年 1月11日	居宅介護支援
プージュール 合同会社	アイラケアプ ランセンター	名古屋市北区上 飯田西町 2丁目 47番地	令和 4年 1月28日	居宅介護支援
医療法人羊蹄 会	あかいてんと うむしケアプ ランセンター 藤が丘	名古屋市守山区 四軒家一丁目 1252番地	令和 4年 1月28日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 232号

市民農園の賃貸料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり賃貸料の徴収事務を委託しました。

令和 4年 4月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 徴収事務の委託業務名及び委託期間並びに委託した相手方

徴収事務の委託業務名	委託期間	委託した相手方
市民農園管理運営業務委託	令和 4年 4月 1 日から 令和 7年 3月31 日まで	名古屋市中区錦一丁目17番 13号名興中駒ビル 4階 株式会社H O P E 代表取締役 竹中 幸作

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 233号

名古屋市蓬左文庫の観覧料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように観覧料の収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 4年 4月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号

徳川の杜グループ

代表者 公益財団法人 名古屋市みどりの協会

理事長 二神 望

2 収納を委託した観覧料

名古屋市博物館条例（昭和52年名古屋市条例第 8号）第 3条に規定する観覧料（徳川園の黒門口・大曾根口において収納するものに限る。）

3 委託の期間

令和 4年 4月 1日から令和14年 3月31日まで

名古屋市教育委員会蓬左文庫

名古屋市教育委員会告示第7号

名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場の有料期間について

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例（平成30年名古屋市条例第12号）第3条第2項ただし書の規定により、名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場を使用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間として教育委員会が指定する期間は、次のとおりとします。

令和4年4月12日

名古屋市教育委員会教育長職務代理者 西淵 茂男

利用料金を納付しなければならない期間

令和4年5月5日

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 4月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズ名古屋堀田店

名古屋市瑞穂区新開町2401番 1 ほか 1筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
カインズホーム名古屋堀田店	カインズ名古屋堀田店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	—	—	—	(株)テネインヤス	代表取締役 佐藤 勉	大阪府大阪市中央区南新町一丁目 3番10号	令和 2年 4月 27日
2	—	—	—	江藤 恵太	—	愛知県大府市桃山町一丁目 412番地の 2	平成 28年 11月 7日

3 変更の日

(1) 店舗名称については、令和 2年 3月 1日

(2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

(1) 店舗名称については、店舗名称変更のため

(2) 小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 4年 3月30日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 4月11日から同年 8月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 8月12日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年4月11日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズ名古屋堀田店

名古屋市瑞穂区新開町2401番 1 ほか 1筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
南側平面駐車場	309台	179台
屋上駐車場	511台	467台
計	820台	646台

駐車場の位置については、縦覧によります。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場	収容台数	
	変更前	変更後
本体棟南側 駐輪場①	50台	変更なし
飲食店棟南側 駐輪場②	54台	
本体棟南側 駐輪場③	26台	
スポーツクラブ棟下駐輪場④	13台	
計	143台	変更なし

駐輪場の位置については、縦覧によります。

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
(株)カインズ	午前 8時30分	午前 6時30分	午後 9時00分	変更なし
(株)テネイシャス		変更なし		
江藤 恵太				

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
南側平面駐車場東半分	午前 8時00分から 午前 0時30分まで	午前 6時00分から 午前 0時30分まで
南側平面駐車場西半分	午前 8時00分から	
屋上駐車場	午後 9時30分まで	変更なし

3 変更の日

- (1) 2(1)については、令和 4年12月 1日
- (2) 2(2)については、平成19年12月13日
- (3) 2(3)及び(4) については、令和 4年 5月27日

4 変更しようとする理由

- (1) 2(1)及び(2) については、店舗の利用実態に見合った駐車場及び駐輪場運営とするため
- (2) 2(3)及び(4) については、利用客の利便性向上のため

5 届出の日

令和 4年 3月30日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
瑞穂区役所情報コーナー、熱田区役所情報コーナー及び南区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 4月11日から同年 8月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 8月12日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 4月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール名古屋茶屋

名古屋市港区西茶屋二丁目11番

2 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
建物北西側平面駐車場	803台	変更なし
建物北側平面駐車場	30台	変更なし
建物南東側平面駐車場	856台	変更なし
建物南側平面駐車場	317台	変更なし
建物西側平面駐車場	1,309台	552台
建物 4階駐車場	342台	変更なし
建物 5階駐車場	452台	変更なし
計	4,109台	3,352台

駐車場の位置については縦覧によります。

3 変更の日

令和 4年12月 1日

4 変更しようとする理由

利用実態に見合った駐車場運営とするため。

5 届出の日

令和 4年 3月31日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
港区役所情報コーナー及び中川区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 4月12日から同年 8月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 8月12日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和4年4月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 認定対象区域

名古屋市千種区高見二丁目1番の一部、3番の一部、4番の一部、5番の一部、6番の一部、11番、12番、13番の一部、103番1、103番2、104番1、104番2、104番3、201番1、201番2、201番3、201番4、301番、801番1、801番2、901番1、901番2及び901番3

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
(名古屋市役所西庁舎2階)

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 4年 4月15日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 4年 4月20日（水）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所東庁舎 5階 大会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第25号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第26号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第27号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第28号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第29号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第30号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

第31号議案 令和 4年度事業計画について

名古屋市農業委員会事務局農政課